

参議院法務委員会會議録第十九号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)午前
十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 青山 正一君
理事 大川 光三君
一松 定吉君
棚橋 小虎君
宮城タマヨ君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
大谷 繁潤君
小林 英三君
吉野 信次君

国務大臣

法務大臣 唐澤 俊樹君
政府委員 法務政務次官 横川 信夫君
事務局側 常任委員 西村 高兄君
会専門員 局第三課長 香川 保一君

説明員

法務省民事
局第三課長 香川 保一君

○企業担保法案(内閣提出)
本日の会議に付した案件

○委員長(青山正一君) 本日の委員会
を開会いたします。

企業担保法案を議題といたします。
御質疑ございませんか。

○大川光三君 私は前回に引き続きま
して、企業担保法案についての質問を

いたしたいと思ひます。

第一には、管財人の選定に関してで
ございますが、法案を見ますと、裁
判所は、実行開始決定と同時に、管財
人を選任し、信託会社、銀行その他の
法人は管財人となることであるが、
現在の担保附社債発行の現状等から見
て、実際にはいかなるものが管財人に
選任されるのか明瞭ではありません。申
立人たる企業担保権者も管財人になる
ことはないかどうか、また、その管財
人の数はどれほどを予想されておるの
か、この点をまず伺ひます。

○説明員(香川保一君) お答えいたし
ます。企業担保権者が管財人になると
いうことは、これはないだろうと思ひ
ます。

それから管財人の数でございます
が、これは申し立てにかかる債務会社
の規模の大小によりまして異なると思
ひます。でございますが、大きな会社で
ありますれば、管財人の数も、一人では
とても管理できないから、数人という
ことになるかと思ひますし、小さな会
社でありますれば、あるいは一人でも十
分だということもあるかと思ひます。
ありまして、会社の規模によりおのず
から裁判所が数を定めるだろうという
ふうに考へておられるわけでありませ
う。

○大川光三君 次は、鑑定人の財産評
価のことについて伺ひます。会社総財
産の一括競売による換価には、鑑定人
の財産評価が必要とされ、会社総財産
の評価は一体としてしなければならな
いというようにされておりますが、右

の会社の企業価値といふものをいかな
る標準によつて算定するのか、法案の
上では明らかにされておりません。ま
た、任意売却の場合、裁判所は鑑定人
に売却価額の鑑定をさせるということ
になっておりますが、裁判所はこの
鑑定価額をどうする場合に必要とい
し、さらにその鑑定価額に拘束され
るのであるか等の疑問が生ずるのであ
りますが、この鑑定価額のまた意義とい
うものはっきりいたしませんから、そ
の辺のことについての御説明をいた
したいと思ひます。

○説明員(香川保一君) お答えいたし
ます。会社の総財産を競売いたします
場合の鑑定人の評価方法でございます
が、法案ではどういふ方法によつて評
価するということは何ら規定されてい
ません。これは、御指摘の通りなんで
ございます。この評価方法としまして
は、まあいろいろ方法が考へられるわ
けでありまして、清算価額によるん
か、あるいは再取得価額によるんか、
いろいろの方法が考へられるわけであ
ります。ただ、現在民事訴訟法あるい
は競売法におきまして鑑定につきまし
て、法律上鑑定方法を特に規定してい
ないわけでありまして、これはおのず
からやはり鑑定する対象の財産、企業
担保法案で申しますれば、総財産のい
ろいろの態様によりましておのずから
鑑定方法も異なることにした方が、か
えつて弾力性がある、正当な価額が
出てくるのではないかというふうな考
え方をとつておられるわけでありまし
て、

その鑑定すべき会社の企業種類、規模
の大きさといふふうなことに応じまし
て、鑑定人に適宜の鑑定方法をとらせ
るということを考えておられるわけであ
ります。さういふ意味で、特に鑑定方法
を規定してないわけでありまして、こ
れは一方株式会社法におきまして計算規
定とも関係がございまして、会社の財
産の評価につきまして、現在株式会社
法におきましていろいろの方法が考へ
られておるわけでありまして、これの法
律的な整備を待つて、民事訴訟法、あ
るいは競売法、あるいは企業担保法に
おける鑑定も法律的に規制するかどうか
を再検討しよう、こういうふうな考
えであるわけでありまして。

それから第二点の、任意売却の場合
も裁判所が鑑定を命ずることができ
るという規定の趣旨でございますが、こ
れは任意売却は裁判所の許可によつて
初めて実施できることになっておるわ
けであります。この許可によらしめて
おりますのは、利害関係人の保護を考
へたからでございます。管財人が自
由に勝手にさめるということでは、多
数の利害関係人の利益が保護されない
という観点から、許可によらしめてお
るわけでありまして、その際に、許可
の申請の方法といたしましては、こう
いう財産を幾らで売るといふふう
な内容の許可申請になるわけでありま
す。その場合に、裁判所がその価額が
妥当であるかどうかということをや
り審査いたしました上で、許可するか
しないかを決しなければならぬ。そこ

で、そういった価額の妥当であるかど
うかを判定する資料といたしまして、
裁判所が鑑定人に鑑定を命ずることが
できるような措置を講じておく必要が
あると、こういう趣旨でございます。
従ひまして、許可されました場合
には、その価額以下で管財人は売ると
いうことはできないわけでございます
が、それ以上でありましたらもう
売つて差しつかえない、こういうふう
な解釈をとつておられるわけであり
ます。

○大川光三君 ただいまの御説明の中
で、いわゆる鑑定価額について、管財
人はそれを最低価額として、それ以上
に売ることができないのだと、ところ
が、もしその鑑定価額が最低価額で競
売人がないといふような場合には、そ
の最低価額をさらに引き下げるとい
うことを管財人は許されるかどうかとい
う問題が残つておると思ひますが、い
かがでしょうか。

○説明員(香川保一君) 一括競売によ
る場合には、競売人が出て参りませ
んと、売却条件のいふゆる変更というこ
とで、最低競売価額を適宜下げるわけ
でございます。これは現在の民事訴訟法
の不動産の競売と同様でございます。
任意売却の場合は、そういった裁判所
の許可を受けた価額ですら売れないと
いうことになりまして、あらためて
また許可申請を要すると、そういうこ
とになるわけでございます。

して、競落人は会社の営業に関する行政庁の許可、認可、免許、その他の処分に基づく地位を承継することができるとなっておりますが、一括任意売却の場合にも同様な効果を認めなければならぬと思つておりますが、この点に関する規定がありませんので、これは一体どうなるかという点を伺います。

○説明員(香川保一君) 御指摘のように、任意売却の場合につきましては、行政庁の許可、認可、免許等による権利義務の承継については、何ら規定はないわけでありまして、これは一括任意売却の場合であります。会社が従前得ております行政庁の免許等による権利の承継を認めても、法律的に何ら不都合はないわけでありまして、たとえ、任意売却の場合に、免許によつて甲乙二つの工場を経営しておるという場合に、甲の工場と乙の工場をそれぞれ異なる人に売却するという任意売却の方法もあり得るわけでありまして、そういうような場合に、免許権は一個でございますので、甲の方の工場の買受人に承継させるか、乙の方の工場の買受人に承継させるかということは、それぞれその売却のときの契約によりまして適宜きめさせる、法律的にその場合に承継するということをいたしますと、一つの免許権が二人に承継されるというふうな不都合な結果になりますので、特に規定は置かずに、それぞれの契約によつてきめさせる、かような考え方であります。今の例で申し上げますれば、甲工場の方の買受人に承継させるといふことでありますれば、行政庁に対して、甲の買受人のために免許による権利義務の承継の認可申請をす

るというふうなことが考えられるわけでありまして、乙の工場の方は、買受人自身があらためて新しい免許の申請をする、さようなことで、実際問題といひましては、不都合が生じないのではないかというふうなことを考へていただきたいと思います。

○大川光三君 なお、それに関連して伺いますが、そういったと、一括任意売却の場合には、いわゆる競落の効果として当然、認可、許可、免許というものがついてくることになるのです。また、あらためて申請をしなればならぬかということ、今、御説明がありました任意売却の場合には、甲とか、あるいは乙が申請をして許可をとらすのだということでありまして、いわゆる競落の場合には、やはり申請を要するかどうかという点であります。

○説明員(香川保一君) 一括任意売却の場合には、免許等に基く権利義務の承継移転が何ら法律上制限なしに認められております。場合には、この法案の四十四条二項の本文によりまして当然承継するわけでございます。ただ、それぞれの法律によりまして、当然免許権等の承継を認めるのは妥当でない、要するに、承継する者の主観的な要件によつて、承継を許すかどうかをきめるというふうな精神で、承継の場合には、主務官庁の認可が要するというところになっております。場合には、一括任意売却の場合にも、その認可を受けなければならぬ、これが第四十四条二項のただし書きでございます。従いまして、一括任意売却の場合には、そういった免許に基く権利義務が承継できるかどうかという点は、相当買受価額と申しま

すか、競落人の立場からいたしますれば、重要な問題でありますので、競落人は結局競売の申し出をする際に、自分がその総財産を承継した場合に、果して免許権の承継について認可が得られるかどうかというふうなことをあらかじめ当該行政官庁に打診いたしまして、そうしていわば内認可というふうな形で了解を得ておいて、それから買い受けの申し出をするというふうなことになるかと思つております。

○大川光三君 なおこの機会に、任意売却のことについて、いま一つ伺いますが、任意売却については、企業担保権者全員の同意を要するというところになっておりますが、実際問題として、これら全員の同意を要するということは、非常に困難な場合が予想されます。是非、全員の同意がなければ、なぜ任意売却はできないのかというやうな疑問が生ずるものであります。いやしくも担保権を行使しようという債権者の側からいたしますれば、きわめて迅速にその実行に移らなければならぬわけでありまして、それを企業担保権者全員の同意を要するということは、きわめて窮屈なことになるわけで、勢い同意を得るのにかえて一括競売をやるうといふことになるかもしませんが、適当な競売人が現れないというやうな懸念も生まれてくるのであります。なぜ任意売却については企業担保権者全員の同意を要するというところにしたのか、その立法の趣旨を伺います。

○説明員(香川保一君) 任意売却の場合に企業担保権者全員の同意を要することにした理由は、企業担保権者間でそれぞれ順位を異にするわけでありまして、たとえば第一順位の企業担保権者の立場から見まして、総財産がこれだけで売れば、自分の債権は十分満足を得られるという場合でも、第三順位、第四順位の企業担保権者からは、そういう順位では売ってもらつては困るという場合もあり得るわけでありまして、要するに、総財産が結局換価されます場合の価額につきまして、すべての企業担保権者はそれぞれ利害関係を持つてゐるわけでありまして、この利害関係を保護する意味におきまして、全員の同意を得るということにいたしましたわけでありまして、企業担保権者は社債の受託会社でありますので、経済人として良識をもつて動くわけでございますから、そのある企業担保権者がそれではないという場合に、他の企業担保権者がそれでは困るという事例はまずなからうというふうな考慮のわけでありまして、さらに先順位の企業担保権者が、安い価額で、ほかの企業担保権者の利益をも顧みずに同意をするというふうな事例も考えられませんが、御心配のような、円滑を阻害するということにはなからうというふうな考慮しておるわけでございます。

と存じます。

○説明員(香川保一君) お答えいたします。四項で担保附社債信託法の一部を改正いたしておりますが、まず第一点の第四條第一項の改正でございますが、これは形式的な整理でございます。本法案によりまして、企業担保権を社債につけることができるというところになっております関係上、四條一項に社債に付し得る担保といたしまして、企業担保を加えたわけでありまして、

次に七十三條の改正でございますが、これは本法案におきましては、企業担保権につきまして、順位の譲渡、放棄を認めることにいたしましたわけでありまして、しかし、七十三條のこの改正は、企業担保権のみならず、社債につける抵当権につきましても、順位の譲渡、放棄を認めることになるわけでございます。これは従来、現行法で担保附社債信託法の七十三條で、社債に付せられた担保において、順位の譲渡、放棄が認められていないというところ、いろいろ不便があるわけでありまして、たとえば、一番である社債が発行されておる、その抵当権の社債が一部償還されておる、未償還部分が非常に少なくなつておる、ところが形式的にはやはり一順位であるわけでありまして、そこで、あとでまた社債を発行しようとした場合には、社債は非常に担保権の順位を重んじまして、先順位であるほど社債の募集が容易なわけでありまして、ところが、中身は、非常に債権額が少なくなつてゐるのに、一番で、他の社債のための抵当権があります場合は、どうしてもあとで発行する社債は後順位にならざるを得ない。さう

○大川光三君 最後に、担保附社債信託法の一部改正が行われておるのであります。この法案附則第四項において、担保附社債信託法の一部につきいろいろの改正が行われておりますけれども、その改正の理由及び趣旨につきましても、いまだ御説明を伺つておりませんので、この機会に同法すなわち担保附社債信託法運用の実態から、どうしてこういう改正が必要であるかという点の御説明を承わりたい

な場合に、一番の抵当の順位譲渡なり放棄を受けて発行いたしますれば、非常発行が容易になるわけでございませう。そういう意味から、従来この点につきまして改正の要望が経済界からあったのであります。そこで、企業担保権につきまして順位の譲渡、放棄を認めるのとあわせて、この際、七十三条の改正をやりまして、社債に付せられた担保すべてについて順位の譲渡、放棄を認めたがよろう、かような趣旨でございませう。

それから七十五条でございますが、「七十五条ノ二」の新設規定でございますが、これは今申しました順位の譲渡、放棄を、社債に付せられた担保について認めます場合でも、社債権者の保護というのを考えなきゃならぬわけでございませう。そこで、社債は、御承知の通り、社債権者というものと担保権者が別になっておるわけでございまして、担保権者が自由に順位の譲渡、放棄をすることができるということでは、社債権者の保護に欠けるうらみがありますので、そこで、順位の譲渡、放棄をする場合には、債権者集会の決議がなければならぬと、かようにいたすわけでございませう。これは、現在の七十五条の、担保の変更の場合に、社債権者集会の決議をやることにしているのと同様の趣旨でございませう。

七十六条は、「七十五条ノ二」の新設規定に伴う整理でございませう。

八十二条の第一項の改正でございませうが、これは、現在八十二条では、社債権者集会の決議によって担保権を実行するというふうになっておるわけでございませう。この趣旨は、おそらく八

十五条の関連があるわけでございまして、弁済されない場合でもその弁済を猶予するというようなことを、まあ八十五条で規定しておるわけでございませう。従って、それを受けまして、八十二条で社債権者集会の決議によって担保権を実行するというにいたしておきまして、その際、社債権者集会の決議でもって、実行しなくてもいいと、猶予してやろうというふうな機会があるわけでございまして、さような意味で、八十二条が社債権者集会の決議によって担保権を実行するということになつておるんだらう、というふうに考えるわけでございませう。ところが、実際問題といたしまして、今申しました猶予するというふうなことは、担保権を実行してからでも決しておそくないわけでございまして、まして企業担保権に至りましては、債権者集会の決議を待ってからでなければ実行できないというものであります。非常に実行に至りますれば企業担保権の効力が強いわけでありますけれども、実行開始前におきましては処分が自由でございませうので、できるだけ早く実行して、会社の総財産を差し押えるという措置が必要なのであります。さような場合に、あらかじめ社債権者集会の決議を得なければならぬというものは、時期を失するといふおそれがありますので、八十二条一項の「社債権者集会ノ決議ニ依リ」ということを削る方が妥当ではないか、かような考えであります。

八十三条第一項の改正は、これは、企業担保法に伴う整理でありまして、実質的には意味は別にあるわけではありませう。

○大川光三君　よくわかりました。どうもありがとうございます。

○委員長(青山正一君)　ほかに御質疑もございませうか。――ほかに御質疑もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入りませう。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○大川光三君　ただいま議題となつております企業担保法案に對しまして、私は自由民主党を代表いたしまして、賛成の意を表するものであります。

現在株式会社、その営業資金を調達するため社債を発行する場合は、確実なる担保を必要とするのであります。が、現行の工場財団その他の各種財団抵当の利用は、近代産業の実情にかなり、多大の時間と費用を要し不便が少なくない。よつて産業界、金融界、その他各方面から簡易かつ合理的な担保制度の実現を久しく待望されて参りました。この法律案は、これらの要望にこたへ、株式会社の総財産をその変動するままの状態において社債担保に供する、簡素にしてかつ合理的な新しい担保制度を創設し、もつて株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようとするもので、まさに時代の要望にこたへたものと存じます。

公証人の手数料、登録税等の軽減に特別の配慮を払われんことを希望いたします。まして、私は本法案に賛成いたします。

○棚橋小虎君　私は、日本社会党を代表して、ただいま議題になつております企業担保法案に賛成するものであります。

本案は、わが国経済の発展拡大に伴う経済界の要望に即応する画期的な立法でありまして、従来の各種財団抵当法や抵当権設定等の手続の繁雑な点と、また、多額の費用を要すること等の欠点を是正し、また、担保の目的物については、一物一権主義の従来の原則を拡張して、流動的な企業の総財産を一体として、その上に担保権を設定することのできるようにするなど、経済界の要求に即応した方法によつて、産業資金の融通を円滑にすることを目的とするのであります。この目的を達するためには、おおむね妥當適切な案であると考えられるのであります。

しかし、この企業担保制度は、わが国としては今回初めて導入されます制度である関係上、こまかい点については、実際家、学者等の間にもなお議論が少なくないようではあります。これは一度、制度を実施してみれば、その長所、欠点もおのずから明瞭になるわけでありますから、このときにおいて適当な改正を加へることとし、この際は、この程度において本案を成立せしめることが適當であると考へます。かような意味において、私は本案の成立に對して賛成の意を表するものであります。

○委員長(青山正一君)　ほかに御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

め、これより採決を行います。

企業担保法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青山正一君)　全会一致でございませう。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員長の口頭報告の内容、報告書につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青山正一君)　御異議ないと認めます。

それでは慣例により、本案を可決した方は、順次御署名をお願いします。

多数意見署名

一松 定吉　大川 光三
棚橋 小虎　宮城タマヨ
吉野 信次　秋山俊一郎
雨森 常夫　小林 英三
大谷 繁潤

○委員長(青山正一君)　次回は、三月二十四日、月曜日、午後一時、刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、両案の説明を聴取することにいたします。

午前十一時九分散会

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第九十七條ノ三」を「第九十七條ノ四」に改める。

第二百五条中「本章ノ罪」を「前二条ノ罪」に改める。

第二編第七章中第二百五条の次に次の一条を加える。

第二百五条ノ二 自己若クハ他人ノ刑事被告事件ノ捜査若クハ審判ニ必要ナル知識ヲ有スト認メラルル者又ハ其親族ニ対シ該事件ニ関シ故ナク面会ヲ強要シ又ハ強談威迫ノ行為ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百円以下ノ罰金ニ処ス

第二百八十條に次の一項を加える。

二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル前四條ノ罪ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

第九十七條ノ四を第九十七條ノ五とし、第九十七條ノ三の次に次の一条を加える。

第九十七條ノ四 公務員請託ヲ受ケ他ノ公務員ヲシテ其職務上不正ノ行為ヲ為サシメ又ハ相當ノ行為ヲ為サザラシム可ク斡旋ヲ為スコト又ハ為シタルコトノ報酬トシテ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス

第九十八條に次の一項を加える。

第九十七條ノ四ニ規定スル賄賂ヲ供与シ又ハ其申込若クハ約束ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千元以下ノ罰金ニ処ス

第二編第二十七章中第二百八條の次に次の一条を加える。

第二百八條ノ二 二人以上ノ者他人

ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ集合シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

昭和三十三年三月二十六日印刷

昭和三十三年三月二十七日発行

前項ノ場合ニ於テ兇器ヲ準備シ又ハ其準備アルコトヲ知テ人ヲ集合セシメタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス
第二百六十三條に次の一項を加え、第二百六十四條を削る。
前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ
附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前の行為については、なお従前の例による。

3 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第二百五条ノ二、第九十八條第二項及び第二百八條ノ二第一項の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、更生保護事業の強化に関する請願(第一二〇〇号)

第一二〇〇号 昭和三十三年三月十一日受理

更生保護事業の強化に関する請願 請願者 大阪府吹田市浜田二、七〇一 由上兵太郎

紹介議員 光村 甚助君

更生保護制度の充実強化のため、(一)保護司実費弁償金を増額すること、

(二)犯罪予防のための啓発宣伝に必要な経費予算を計上すること、(三)更生保護委託費を増額すること、(四)保護観察所支部設置に要する経費予算を計上すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局